

令和2年度第1回甲賀市少年センター協議会 次第

日時: 令和3年(2021年)1月26日(火)

13:30～15:00

場所: 甲賀市役所 別館2階202・203会議室

1. 開 会

市民憲章唱和

2. あいさつ

3. 委員自己紹介

- ・ 甲賀市少年センター協議会委員名簿・・資料1

4. 附属機関会議の公開等に関する指針確認事項について

- ・ 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針・・資料2

5. 報告

- (1) 甲賀警察署管内の状況
- (2) 甲賀公共職業安定所管内の就労状況

6. 議事

- (1) 会長の選任について
- (2) 平成31年度甲賀市少年センター活動状況について・・資料3
- (3) 令和2年度甲賀市少年センター活動状況について・・資料4

7. 意見交換

8. その他

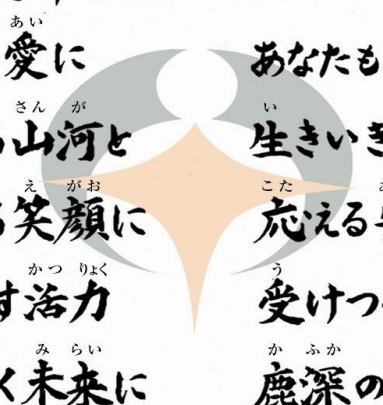
9. 閉会

[添付資料]

- ・ 甲賀市少年センター条例・・資料5
- ・ 甲賀市少年センター条例施行規則・・資料6

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

甲賀市少年センター協議会委員名簿

No.	機 関 名	職 名	氏 名	委嘱日	任 期
1	甲賀警察署生活安全課	課 長	宮崎 俊輔	R2. 10. 1	R2. 10. 1～R3. 9. 30
2	甲賀市保護司会	会 長	中本 欽三	—	R1. 10. 1～R3. 9. 30
3	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	理 事	山田 裕	—	R2. 1. 14～R3. 9. 30
4	甲賀市更生保護女性会	会 長	辻 好子	—	R1. 10. 1～R3. 9. 30
5	甲賀市少年補導(委)員会	会 長	林 善彦	R2. 10. 1	R2. 10. 1～R3. 9. 30
6	甲賀市青少年育成市民会議	会 計	中井れい子	—	R1. 10. 1～R3. 9. 30
7	甲賀市区長連合会	副会長	増田 信治	R2. 10. 1	R2. 10. 1～R3. 9. 30
8	甲賀市 P T A 連絡協議会	顧問	戎脇 浩	—	R1. 10. 1～R3. 9. 30
9	甲賀市小学校校長会 (甲南第三小学校)	校 長	大杉真由美	R2. 10. 1	R2. 10. 1～R3. 9. 30
10	甲賀市中学校校長会 (甲南中学校)	校 長	宮治喜代司	R2. 10. 1	R2. 10. 1～R3. 9. 30
11	甲賀市湖南市高等学校校長会 (滋賀県立甲南高等学校)	校 長	平野 宏文	R2. 10. 1	R2. 10. 1～R3. 9. 30
12	甲賀公共職業安定所	統括職業指導官	谷 浩明	R2. 10. 1	R2. 10. 1～R3. 9. 30
13	市民環境部生活環境課	課 長	村田 浩司	—	R2. 4. 1～R3. 9. 30
14	こども政策部子育て政策課	次 長	谷 泰彦	—	R2. 4. 1～R3. 9. 30
15	教育委員会事務局学校教育課	課 長	中井さおり	—	R2. 4. 1～R3. 9. 30

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

(附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

(会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
 - (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
 - (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 - (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
 - (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
 - (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。
- （会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（３） 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

（４） 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

（会議開催の周知）

第 7 条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の 7 日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第 1 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

（１） 会議の名称

（２） 開催日時

（３） 開催場所

（４） 議題

（５） 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

（６） 傍聴者の定員

（７） 傍聴手続

（８） 問い合わせ先

（９） その他必要な事項

（会議録の作成及び会議結果の公表）

第 8 条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね 1 月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第 2 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (１) 会議の名称
- (２) 開催日時
- (３) 開催場所
- (４) 議題
- (５) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (６) 出席者
- (７) 傍聴者数
- (８) 会議資料
- (９) 議事の結果概要
- (１０) その他必要な事項

２ 第３条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第９条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

(委任)

第１０条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第 1 号（第 7 条関係）

会議の開催案内	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日（ ） 時 分から
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 （一部公開・非公開の理由）
6. 傍聴者の定員	人
7. 傍聴手続	
8. 問い合わせ先	
9. その他	

様式第 2 号（第 8 条関係）

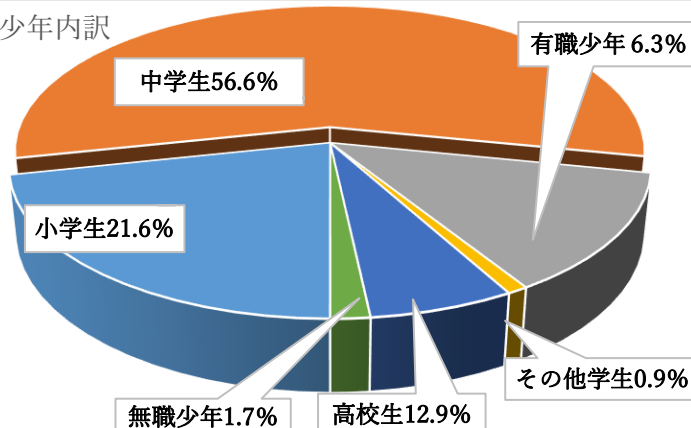
会議の概要報告	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6. 出席者	
7. 傍聴者数	人
8. 会議資料	
9. 議事の結果概要	
10. その他	

平成 3 1 年度 少年センター活動状況 (H31.4 ~R2.3)

(1) 街頭補導活動

巡回補導延べ回数 (内補導委員会計画)		増 減	従事者 延べ人数	増 減	補導少年 延べ人数	増 減
H31 年度	2 4 0 (64)	0. 8 % (2 回)	8 6 0	△ 5. 1 % (△ 4 6 人)	5 2 8	3 0 % (1 2 2 人)
H30 年度	2 3 8 (63)		9 0 6		4 0 6	

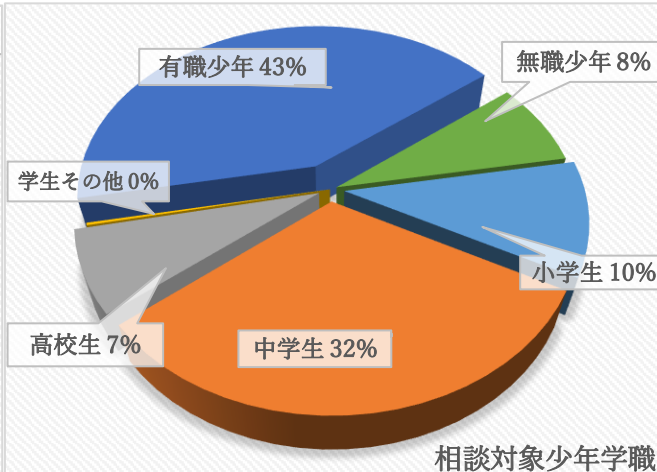
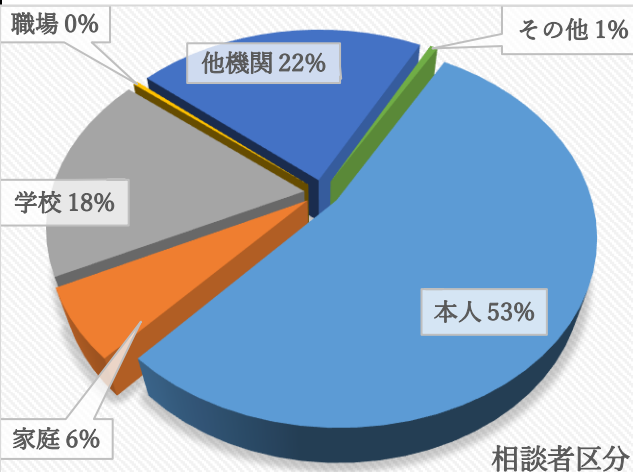
補導少年内訳



6～7月以降、市内大型量販店2店舗に集団で集まる少年たちの姿が多く見られ、声かけした少年の人数が大幅に増加しました。集団の多くは、中学生でしたが、高校生や有職・無職少年も一定数含まれ、集まる少年の年齢・学職地域等に広域化が見られました。また市内中学生の他校生との交流が頻繁になっているところも気になりました。

(2) 少年相談受理状況

相談述べ件数 880件 (前年度 891件) △ 1.1 %					
手段	H31年度	H30年度	相談者区分	H31年度	H30年度
面談等	295	327	本人	471	499
電話	477	554	家庭	53	68
メール	108	10	学校	157	147
			職場	3	32
			他機関	191	125
			その他	5	20



非 行 相 談												
類型	盗癖 窃盗	暴力 行為	校内 暴力	家庭内 暴力	たかり 恐喝	喫煙	家出	深夜 徘徊	金銭 乱費	道交法 違反	怠学	累計
H31 年度	3	38	24	4	3	27	8	1	34	10	11	163
H30 年度	9	3	41	3	0	5	2	0	1	0	9	73
増 減	△ 6	35	△17	1	3	22	6	1	33	10	2	90
非 行 相 談 以 外 の 相 談												
類型	不登校	学校 学業	就職 仕事	しつけ 生活	交友	性	心の病	いじめ	虐待	有害 環境	その他	累計
H31 年度	7	140	61	414	9	2	8	49	8	2	17	717
H30 年度	0	221	94	431	8	12	0	0	0	1	49	816
増 減	7	△81	△33	△17	1	△10	8	49	8	1	△32	△99

飛躍的に増加した平成 30 年度と比べても減少幅はわずかで、高止まり状態の相談件数となりました。特徴としては、有職・無職少年等との連絡手段としてメールを積極的に活用したことによりメール相談が増加しました。また、学校訪問活動や関係機関との連携を強化したことにより、学校や関係機関からの相談も増加し、相談件数全体の 40%を占めるまでになりました。相談対象少年では、中学生が全体の約 32%を占め、平成 30 年度の約 2.2 倍になりました。

相談内容的には夏以降、特に「いじめ」や「心の病がらみの不登校、暴力行為」など、センシティブ（微妙で対応に慎重を要する）な相談が増加しました。その他、「暴力行為」「暴走行為」「喫煙」「金銭乱費」等も昨年に比べ増加傾向にありました。また、学校・関係機関等からもたされる「学校・学業」相談の中にも、一部「暴力行為」「校内暴力」が含まれているなど、全体的に非行に関する相談が増加しました。これら「非行相談」については、全体の約 1/5 を占めました。相談対象少年の割合についても、小学生 46%、中学生 34%となり、小・中学生で全体の 80%を占める結果となりました。

（３）有害環境浄化活動

○立入調査 延べ40回（延べ96人）

○情報、資料の収集及び報告件数 陳列指導件数 31件 図書購入 21冊（うち包括指定16冊）
閉店報告 6件 新規報告 5件 異動報告 1件 延べ31回

○対象店舗 延べ193店

昨年の夏以降、一部のコンビニ店における成人向けコーナーの撤去が「有害図書陳列販売なし」という誤解を招き「青少年に良好な環境づくりを目指す」という協力活動に十分理解が得られない店舗が見られました。しかし、繰り返しの立入調査で条例の趣旨が徐々に理解され始め、一部の店舗に指導箇所の改善の効果が現れました。

また平成 31 年度は、特に青少年が容易に刃物等を入手できる環境が広がっているため、販売事業者には「年齢確認の徹底」への協力を申し入れました。

(4) 広報および啓発活動（一部抜粋）

事業内容	回 数	事業内容	回 数
あいコムこうか「音声放送番組」	1 2 回	強調月間「街頭啓発」	7 回
薬物乱用防止教室	1 7 回	誘拐防止教室	1 回

「音声放送番組」による「センターだより」の継続放送などの活動によって、一般市民に対する少年センターの認知度が格段に向上しました。また、このセンターの認知向上により、受ける相談内容の幅が大きく広がりました。また、「薬物乱用防止教室活動」では、児童に配布する啓発物品に記載のセンターメールアドレスへの継続相談からいじめ相談につながりましたし、街中で子どもたちから声をかけてくれることが多くなりました。

(5) 各種会議・研修会・学校訪問等（一部抜粋）

○ 学校・施設訪問 65回

○ 支援に関わる会議等

「生徒指導関係者会議」11回 「生徒指導学校支援」13回 「学校関係者会議」2回

「学校問題行動対策連絡会議」3回 「関係機関ケース会議等」3回

関係機関との情報共有を密にして、連携しながらの支援を行いました。また、各学校をはじめ警察や関係機関、関係団体との連携も深まり、これが円滑な支援活動に繋がりました。

①甲賀市少年補導委員会定例幹事会 ②水口曳山祭り宵宮巡回補導 ③甲賀市少年補導(委)員会総会研修会

4.9(火)水口中央公民館

4.19(金)会場周辺

4.27(土)碧水ホール



④立入調査員研修会

5.22(水)滋賀県庁

⑤「ダメ。ゼッタイ。」キャンペーン

6.22(土)水口町内量販店前

⑥第1回少年センター協議会

6.25(火)市役所別館

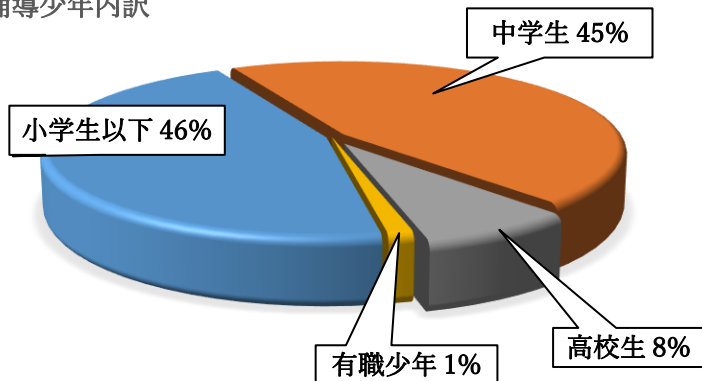


令和 2 年度 少年センター活動状況 (R 2.4~10)

(1) 街頭補導活動

巡回補導延べ回数 (内補導委員会計画活動)		増 減	活動延べ 人数	増 減	補導少年	増 減
R2 年度	92回 (12回)	△29% (△37回)	218人	△56% (△276人)	77人	△72% (△197人)
H31 年度	129回 (29回)		494人		274人	

補導少年内訳



※新型コロナウイルス感染症対策における不要不急の外出自粛要請のため、4月中は親子連れ以外、子どもたちだけで遊ぶ姿はほとんど見かけませんでした。しかし、5月に入ると、子どもたちだけでの外出や遊ぶ姿が街中でも見受けられるようになりました。以前のように大型量販店や公園等で集団化するのではなく、個人の住居や一部の少年宅に集まる状況となり、行動の把握がより難しくなりました。

●少年センターが主体となった巡回補導

※「愛の一声」犯罪行為や不良行為ではないが、非行の芽・兆候が見られる少年に予防的な意味合いで行う声かけを言います。

[小：小学生 中：中学生 高：高校生 有：有職少年 無：無職少年] (内女子)

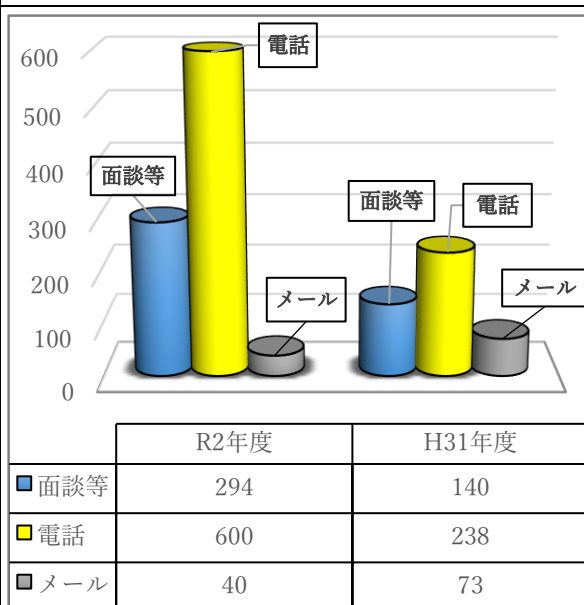
月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
4	17日(金)	15:00	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	18日(土)	14:00	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	19日(日)	14:10	センター巡回補導	信楽町内量販店、駅、公園等
	20日(月)	15:00	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	22日(水)	15:00	センター巡回補導	信楽・水口町内公園等
	24日(金)	14:30	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等
	26日(日)	14:30	センター巡回補導	土山・水口町内公園等
	30日(木)	15:45	センター巡回補導	甲南町内公園等
5	1日(金)	15:40	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等
	2日(土)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	3日(日)	15:00	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等 ※小：1
	4日(月)	15:15	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
5	7日(木)	14:50	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等 ※高：1
	11日(月)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	12日(火)	14:15	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等 ※小：1
	13日(水)	14:40	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	14日(木)	14:30	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	15日(金)	10:15	センター巡回補導	甲南町内公園等
		14:15	センター巡回補導	信楽・甲南・水口町内公園等
	18日(月)	14:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	19日(火)	10:10	センター巡回補導	水口町内小学校区通学路等 ※小：1 中：1(1)
		14:00	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	20日(水)	14:00	センター巡回補導	甲南・信楽町内公園、駅等
	25日(月)	10:45	センター巡回補導	甲南町内公園、駅等
	26日(火)	10:10	センター巡回補導	水口町内小学校区通学路等 ※小：4(1)
	28日(木)	15:00	センター巡回補導	甲南町内量販店、ため池等 ※中：1
6	1日(月)	15:10	センター巡回補導	甲南・水口町内 ※小：3 中：4(2) 高：3(3)
	2日(火)	15:00	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	4日(木)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※中：6(4)
	8日(月)	15:30	センター巡回補導	水口町内小学校区通学路等 ※小：2
	10日(水)	14:40	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※小：3 中：2(2)
	11日(木)	15:35	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※小：1 中：5(2)
	12日(金)	15:40	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等 ※小：1
	15日(月)	16:00	センター巡回補導	水口町内 ※小：3 中：2(2)
	17日(水)	14:45	センター巡回補導	甲南・水口町内 ※小：1 中：3(3)
	18日(木)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※小：1
	19日(金)	15:40	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	22日(月)	15:40	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※小：1 中：2(2)
		15:30	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※小：1
	23日(火)	17:15	センター巡回補導	水口町内公園等(地域情報により)
	25日(木)	15:40	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※小：1
	26日(金)	16:20	センター巡回補導	水口町内公園等
	30日(火)	14:45	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
7	1日(水)	10:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
		13:00	センター巡回補導	信楽町内駅、公園等 ※有1(1)
	2日(木)	10:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
	9日(木)	10:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
	10日(金)	10:00	センター巡回補導	甲南町内公園等

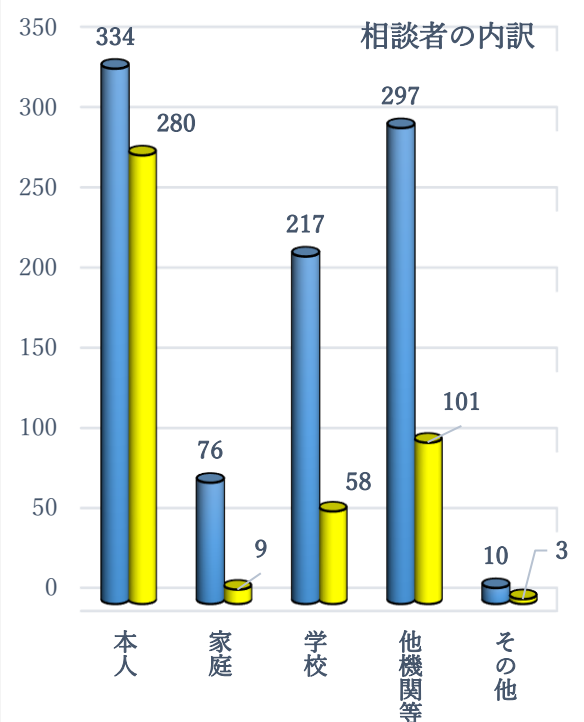
月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
8	17日(月)	14:30	センター巡回補導	信楽・甲南町内量販店、公園等
	18日(火)	14:00	センター巡回補導	信楽・甲南町内 ※小：1(1) 中：3(3)
	19日(水)	13:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	20日(木)	12:45	センター巡回補導	甲南町内公園等
	27日(木)	15:30	センター巡回補導	水口・甲南町内公園、釣り場等 ※小：1
9	3日(木)	15:15	センター巡回補導	水口・甲南町内公園、釣り場等 ※小：1
	4日(金)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店等
		19:10	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等 ※小：2
	10日(木)	14:30	センター巡回補導	水口・甲南町内公園、釣り場等
	16日(水)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内公園、釣り場等
	17日(木)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店等
		19:10	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	18日(金)	15:35	センター巡回補導	水口町内公園、釣り場等
	24日(木)	15:30	合同街頭補導	信楽町内下校指導等 ※中：4(1) 高：2(1)
	28日(月)	15:30	センター巡回補導	水口町内釣り場 ※小：1
10	30日(水)	15:40	センター巡回補導	水口町内釣り場 ※小：1
	2日(金)	14:00	センター巡回補導	水口町内釣り場等
	6日(火)	10:50	センター巡回補導	甲南町内公園等
		15:15	センター巡回補導	甲南町内学校、公園等
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等 ※中：2(2) 高：1(1)
		19:10	センター巡回補導	甲南町内公園等
	7日(水)	11:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
	12日(月)	13:30	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等
	14日(水)	15:30	合同街頭補導	甲南町内量販店、通学路等 ※小：3
		16:30	センター巡回補導	甲南町内公園等
	21日(水)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店ならびに周辺
		19:20	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	23日(金)	16:00	センター巡回補導	甲南町内公園等
	29日(木)	13:30	センター巡回補導	水口町内釣り場等

(2) 少年相談受理状況について

相談件数 延べ 934件 (前年度延べ451件)

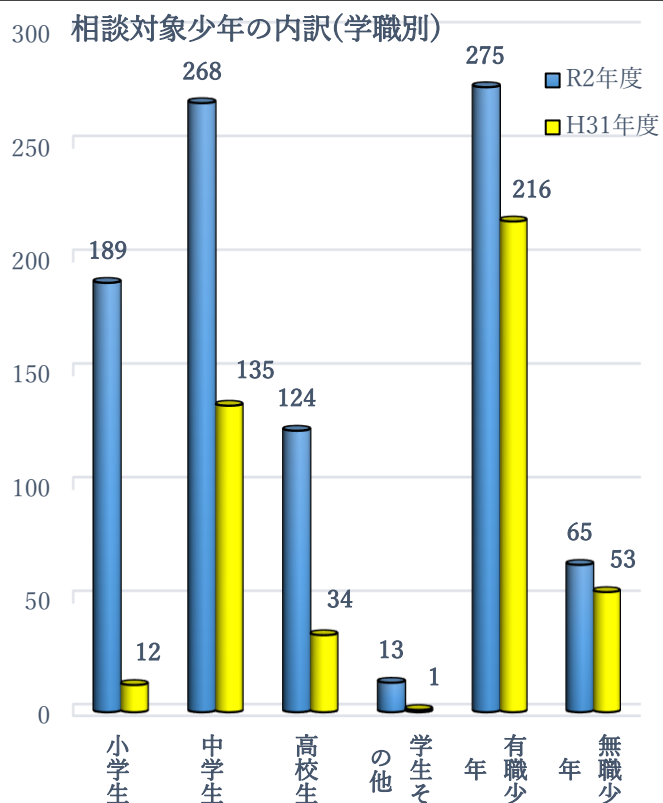


※新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、電話相談が全体の64.2%を占め、600件、前年度比2.5倍になりました。



※相談者の内訳では、家庭からの相談が76件、前年度比の8.4倍、学校が217件の3.7倍、他機関297件の2.9倍となりました。

相談者内訳	R2年度	H31年度	増減
本人	334	280	54
家庭	76	9	67
学校	217	58	159
他機関	297	101	196
その他	10	3	7
対象少年学職	R2年度	H31年度	増減
小学生	189	12	177
中学生	268	135	133
高校生	124	34	90
学生その他	13	1	12
有職少年	275	216	59
無職少年	65	53	12

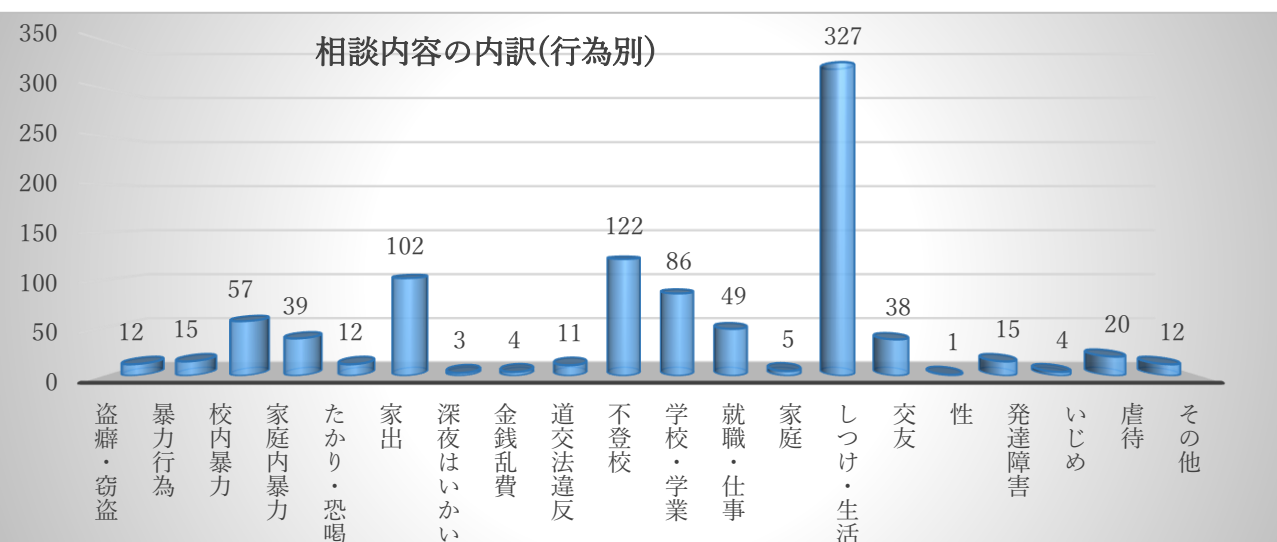


※相談対象別では、小学生189件、前年度比15.8倍と急増し、続いて高校生124件、3.6倍、中学生268件、2倍、有職少年275件、1.3倍と大幅に増加しました。学生その他の区分については、少年ではなく対象外の成人(一般市民)からの相談受理件数を表しています。

※主な相談内容

非 行 相 談												
類型	盗癖 窃盗	暴力 行為	校内 暴力	家庭内 暴力	たかり 恐喝	喫煙	家出	深夜 徘徊	金銭 乱費	道交法 違反	怠学	累計
R2年度	12	15	57	39	12	0	102	3	4	11	0	255
H31年度	0	13	6	0	0	12	0	0	3	9	0	43
増 減	12	2	51	39	12	△12	102	3	1	2	0	212

非 行 相 談 以 外 の 相 談													
類型	不登校	学校 学業	就職 仕事	家庭	しつけ 生活	交友	性	発達 障害	心の病	いじめ	虐待	その他	累計
R2年度	122	86	49	5	327	38	1	15	0	4	20	12	679
H31年度	0	75	46	0	216	0	1	0	8	48	0	14	408
増 減	122	11	3	5	111	38	0	15	△ 8	△44	20	△2	271



1. 現状

本年度は、新型コロナウイルス感染防止対策や国から示された「新しい生活様式」等により、相談件数の減少が予測されましたが、新年度に入り件数は増加しています。休業中であった学校が再開された6月以降より急増し、10月末時点で総数934件(前年同期比2.1倍)となりました。特に「非行相談」は255件(前年度同時期比5.9倍)でした。対象少年別では、小・中学生が合計457人と相談件数の約半分を占める結果となりました。

2. 増減理由

相談件数の増加傾向は新年度に入った4月から始まっており、内容的には暴力行為、家庭内暴力、盗癖・窃盗、家出など「非行相談」の増加が顕著となっています。これは各学校が休業状態となった時期と一致し子どもがストレスを感じたり、保護者等とのトラブルが増えたことが要因の一つと考えられます。また、学校・関係機関では問題行動や課題に対し、長期間に渡り継続して対応するケースが多いことも、一因となっています。各学校・関係機関では数多くの問題を抱えておられ、今後においても更なる相談件数の増加が予想されます。

3. 今後の対策

- ・広報、啓発活動の強化による市民への「少年センター」の存在の更なる周知と相談者に寄り添った丁寧な対応の推進。
- ・各学校に対する訪問活動・関係機関との連携を強化し、抱えておられる問題の早期解決に向けた適格な対応の推進。

(3) 環境浄化活動

※新型コロナウイルス感染症関連で立入調査を4月から6月までと8月は中止しました。

月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
7	6日(月)	15:00	有害図書等立入調査	コンビニ店(7店舗) 包括指定該当図書4冊購入 陳列指導3店舗
	22日(水)	13:30	有害図書等立入調査	コンビニ店(6店舗) DVD等量販店(3店舗) ネットカフェ等複合店(1店舗) 陳列指導等5店舗
9	8日(火)	14:40	有害図書等立入調査	コンビニ店(3店舗) 書店(2店舗) 量販店(1店舗) 包括指定該当図書4冊購入 陳列指導2店舗 図書コーナー撤去1店舗
	29日(火)	13:00	図書等取扱店 県下一斉立入調査	コンビニ店(5店舗) 書店(1店舗) 量販店(2店舗) 刃物類取扱店(1店舗) 小売店(1店舗) 年齢確認等指導5店舗 参考図書1冊購入
10	5日(月)	13:00	図書等取扱店 県下一斉立入調査	コンビニ店(6店舗) 量販店(7店舗) 包括指定該当図書2冊購入 陳列・年齢確認等指導(3店舗)
	6日(火)	20:00	図書等取扱店 県下一斉立入調査	DVD等取扱量販店(1店舗) 年齢確認等指導 店名・営業時間・店形態変更
	13日(火)	13:40	図書等取扱店 県下一斉立入調査	コンビニ店(5店舗) 量販店(5店舗) カラオケ店(1店舗) 刃物類取扱店(1店舗) 包括指定該当図書1冊購入 陳列・年齢確認等指導7店舗
	15日(木)	14:10	図書等取扱店 県下一斉立入調査	コンビニ店(8店舗) 量販店(1店舗) 刃物類取扱店(3店舗) 陳列指導5店舗
	19日(月)	14:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	コンビニ店(4店舗) DVD等取扱店(2店舗) 刃物類取扱店(4店舗) カラオケ店(1店舗) 包括指定該当図書1冊購入 陳列・年齢確認等指導8店舗
	27日(火)	14:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	コンビニ店(6店舗) DVD等取扱店(4店舗) 刃物類取扱店(4店舗) 陳列・年齢確認等指導3店舗

(4) 街頭啓発活動

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
4	20日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターの役割について	あいコムこうか
5	18日(月)	6:00	「音声放送番組」新型コロナウイルス問題対応期間中における少年相談活動について	あいコムこうか
6	15日(月)	6:00	「音声放送番組」不正大麻・けし撲滅運動と薬物乱用防止について	あいコムこうか
7	1～31日	—	「青少年の非行・被害防止強調月間」啓発物品配布	市内各施設内
	20日(月)	6:00	「音声放送番組」青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間について	あいコムこうか
8	17日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターの諸活動について	あいコムこうか
9	21日(月)	18:45	「音声放送番組」少年相談や街頭補導状況から見たコロナ渦における親子間の在り方について	あいコムこうか
10	19日(月)	6:00	「音声放送番組」インターネットを含む青少年を取り巻く有害環境の浄化活動について	あいコムこうか

(5) 各種会議、研修会、学校訪問等

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
4	3日(金)	13:10	協力企業訪問	市内企業
		13:30	関係機関等との情報交換	少年センター
		16:45	中学校との情報交換	少年センター
	6日(月)	9:35	関係機関等との情報交換	少年センター
	7日(火)	9:45	協力企業訪問	市内企業
	13日(月)	10:30	中学校との情報交換	少年センター
	14日(火)	18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	水口中央公民館
	16日(木)	14:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	17日(金)	14:40	小学校との情報交換	少年センター
	21日(火)	10:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	23日(木)	10:45	中学校との情報交換	少年センター
	28日(火)	10:45	関係機関等との情報交換	少年センター
	30日(木)	11:30	関係機関等との情報交換	保護司会サポート C
5	1日(金)	9:00	中学校との情報交換	少年センター
	7日(木)	13:35	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	11日(月)	15:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		16:40	関係機関等との情報交換	少年センター
	12日(火)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	18日(月)	11:40	生徒指導学校支援	市内中学校

月	日（曜日）	時間	事業内容	場所
5	19日(火)	10:40	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	20日(水)	14:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	22日(金)	10:00	協力企業訪問	市内企業
	25日(月)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		16:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	27日(水)	10:20	高等学校との情報交換	少年センター
	28日(木)	14:30	関係機関等との情報交換	少年センター
	29日(金)	9:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		16:10	関係機関等との情報交換	少年センター
6	2日(火)	13:30	高等学校との情報交換	少年センター
	3日(水)	15:45	中学校との情報交換	少年センター
	4日(木)	13:45	高等学校等との情報交換	少年センター
	8日(月)	12:00	高等学校等との情報交換	少年センター
		14:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:40	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	9日(火)	10:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		13:30	関係機関等との情報交換	少年センター
	11日(木)	14:30	関係機関等との情報交換	少年センター
	12日(金)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	16日(火)	14:00	甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会	信楽高等学校
	17日(水)	20:00	甲賀地区少年補導委員会	かふか生涯学習館
	24日(水)	10:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		13:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	26日(金)	13:35	中学校との情報交換	少年センター
	27日(土)	10:00	令和2年度甲賀警察署少年補導員、甲賀市少年補導委員永年勤続表彰、退任者感謝状贈呈式並びに新任少年補導(委)員研修会	碧水ホール
	29日(月)	14:00	甲賀市・湖南市・日野町三センター合同連絡会議	湖南市
	30日(火)	14:00	関係機関等との情報交換	保護司会サポートC
		15:00	関係機関等との情報交換	関係機関施設
7	1日(水)	14:00	中学校との情報交換	少年センター
		16:10	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	2日(木)	9:50	中学校との情報交換	少年センター
		16:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	6日(月)	10:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		10:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	7日(火)	14:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校

月	日（曜日）	時間	事業内容	場所
7	7日(火)	14:30	学校訪問(情報交換)	市外高等学校等
		15:15	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
	9日(木)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校等
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	10日(金)	9:40	学校訪問(就学指導観察会)	市内小学校
		11:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	13日(月)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内中・高等学校
		13:30	中学校との情報交換	少年センター
		14:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		15:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	14日(火)	13:40	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		14:30	施設訪問(情報交換)	市内施設
		15:30	施設訪問(情報交換)	市内施設
		18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	鹿深ホール
	15日(水)	10:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校等
		11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		17:15	拡大ケース会議	市内小学校
	16日(木)	13:40	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	17日(金)	13:30	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
		14:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:15	学校訪問(情報交換)	市内高等学校等
		15:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		19:30	水口地区少年補導委員会	水口中央公民館
		19:30	甲南地区少年補導委員会	甲南公民館
	20日(月)	13:20	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	21日(火)	10:00	関係機関等との情報交換	関係機関施設
		11:45	関係機関等との情報交換	少年センター
		13:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		16:00	学校問題行動対策連絡会議	市内小学校
	22日(水)	9:45	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		17:00	中学校との情報交換	少年センター

月	日（曜日）	時間	事業内容	場所
7	22日(水)	19:30	信楽地区少年補導委員会	信楽開発センター
	27日(月)	9:45	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	28日(火)	10:45	関係機関等との情報交換	少年センター
		11:00	関係機関等との個別問題行動対策検討会	水口中央公民館
		14:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
		20:00	土山地区少年補導委員会	土山中央公民館
	30日(木)	13:10	中学校との情報交換	少年センター
		14:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		16:10	関係機関等との三者協議	関係機関施設
	31日(金)	9:00	関係機関等との情報交換	少年センター
8	3日(月)	14:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
	4日(火)	13:40	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	5日(水)	13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	長浜市
	7日(金)	9:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		10:00	就学支援①	市内
		13:35	関係機関等との情報交換	少年センター
		15:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		16:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
	11日(火)	15:30	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	19日(水)	10:00	就学支援②	市内
		15:00	学校問題行動対策連絡会議	市内小学校
	20日(木)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	24日(月)	16:00	個別ケース会議	市役所
	25日(火)	9:30	関係機関等との情報交換	市役所
		13:00	関係機関等との情報交換	関係機関施設
		14:00	少年センター・あすくる職員等研修会	大津合同庁舎
	26日(水)	10:00	就学支援③	市内
		13:30	小学校区健全育成協議会	市内小学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		17:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	27日(木)	13:15	生活改善支援アー①	少年センター
	28日(金)	11:00	生活改善支援アー②	少年センター
		14:15	中学校との情報交換	少年センター
9	1日(火)	10:00	就学支援④	市内
		14:30	関係機関等との情報交換	関係機関施設
		18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	鹿深ホール

月	日（曜日）	時間	事業内容	場所
9	2 日(水)	10:20	中学校との情報交換	少年センター
		11:10	①不登校児童支援(～17:10)	少年センター
	4 日(金)	10:40	②不登校児童支援(～14:05)	少年センター
		12:10	高校との情報交換	少年センター
	7 日(月)	10:10	③不登校児童支援(～14:20)	少年センター
		11:55	高等学校等との情報交換	少年センター
		16:00	学校問題行動対策会議	市内中学校
	8 日(火)	10:00	就学支援⑤	市内
		13:00	④不登校児童支援(～17:10)	少年センター
	9 日(水)	11:05	⑤不登校児童支援(～17:00)	少年センター
		13:15	小学校との情報交換	少年センター
	1 0 日(木)	12:25	⑥不登校児童支援(～14:30)	少年センター
	1 1 日(金)	14:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:45	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	1 4 日(月)	10:30	⑦不登校児童支援(～15:50)	少年センター
		13:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:45	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	1 5 日(火)	10:00	就学支援⑥	市内
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:45	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		16:30	個別ケース会議	市内小学校
	1 7 日(木)	9:00	関係機関等との情報交換	貴生川公民館
		9:20	関係機関等との情報交換	少年センター
		10:10	中学校との情報交換	少年センター
		13:30	⑧不登校児童支援(～16:25)	少年センター
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:45	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	1 8 日(金)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:15	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	2 3 日(水)	14:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
	2 4 日(木)	13:20	滋賀県青少年育成団体関係者等交流研修会	滋賀県庁
		13:40	関係機関等との情報交換	関係機関施設
	2 5 日(金)	14:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校

月	日（曜日）	時間	事業内容	場所
9	25日(金)	14:45	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	28日(月)	9:25	関係機関等との情報交換	少年センター
		10:45	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		13:10	⑨不登校児童支援(～14:30)	少年センター
		14:45	就学・就労支援①	市役所
		17:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	29日(火)	10:00	就学支援⑦	市内
		11:50	⑩不登校児童支援(～16:00)	少年センター
	30日(水)	11:00	⑪不登校児童支援(～14:40)	少年センター
10	1日(木)	11:10	⑫不登校児童支援(～15:30)	少年センター
	2日(金)	9:50	小学校との情報交換	少年センター
		11:50	中学校との情報交換	少年センター
		18:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	5日(月)	9:30	関係機関等との三者協議	市内関係施設
		11:40	⑬不登校児童支援(～14:20)	少年センター
	6日(火)	10:00	就学支援⑧	市内
		13:30	個別ケース会議	市役所
	7日(水)	13:15	⑭不登校児童支援(～14:00)	少年センター
		13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会 所長会	湖南市
	8日(木)	13:30	生活改善支援イー①	少年センター
		15:30	南部・甲賀青少年育成連絡協議会	南部合同庁舎
	9日(金)	13:30	関係機関等との情報交換	市内関係施設
	13日(火)	10:00	就学支援⑨	市内
		10:40	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:00	①不登校生徒支援(～15:20) 先生引率	
	14日(水)	11:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		16:00	学校問題行動対策連絡会議	市内中学校
	16日(金)	11:15	生活改善支援イー②	少年センター
		15:30	学校・関係機関等との情報交換	少年センター
	21日(水)	14:00	②不登校生徒支援(～16:00) 先生引率	少年センター
		15:40	生活改善支援アー③	少年センター
	22日(木)	11:00	関係機関等との情報交換	少年センター
		11:30	関係機関等との情報交換	少年センター
		14:30	甲賀・湖南中高生徒指導連絡協議会	甲西北中学校
	23日(金)	15:00	関係機関等との情報交換	少年センター
	26日(月)	12:35	⑮不登校児童支援(～13:15)	少年センター

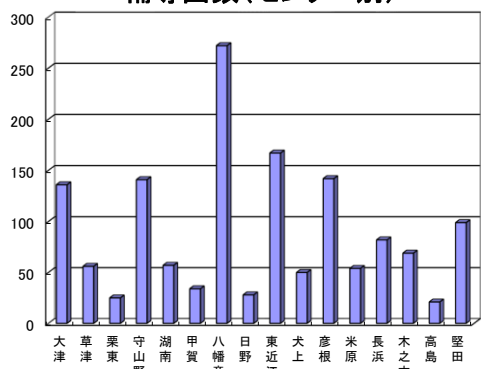
月	日（曜日）	時間	事業内容	場所
10	27日(火)	10:00	就学支援⑩	市内
		14:00	③不登校生徒支援(～16:35) 先生引率	少年センター
	28日(水)	9:25	⑯不登校児童支援(～10:15)	少年センター
		16:15	生活改善支援ア－④	少年センター
	29日(木)	11:00	⑰不登校児童支援(～11:15)先生引率	少年センター
		14:00	⑱不登校児童支援(～14:45)先生引率	少年センター
		19:30	「青少年健全育成と人権」講演	鹿深ホール
	30日(金)	10:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校
		13:00	生活改善支援イ－③	少年センター
	30日(金)	15:30	関係機関等との情報交換	少年センター

○主な内容(抜粋)

- ・ 学校訪問(市内小学校・中学校・高等学校・施設、市外高等学校等)・・・67回（前年度同時期 43回）
- ・ 不登校児童支援・・・18回
- ・ 不登校生徒支援・・・3回
- ・ 生活改善支援・・・7回(対象少年 2)
- ・ 就学支援・・・10回(通信制高)
- ・ 学校問題行動対策会議、個別ケース会議等・・・9回
- ・ 関係機関等会議・研修会等・・・19回
- ・ 関係機関等情報交換・・・64回(保護司、民生児童委員、警察、学校教育課、市家庭児童相談室等)

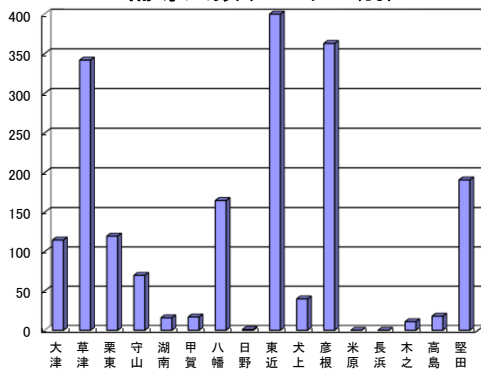
令和2年度第2四半期（令和2年7月～9月）少年センター活動状況（抜粋）

補導回数(センター別)



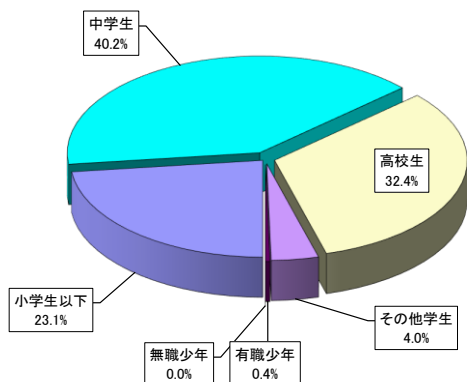
センター全体の補導実施回数は、1,443回で、前年同期と比較すると143回減少しました。
補導実施回数が最も多かったのは、近江八幡・竜王少年センターの272回でした。
前期（第1四半期）に比べ、補導実施回数は増加したものの、依然としてコロナ禍による活動の制限があったことが、前年同期より補導実施回数が減少した要因の一つです。

補導人数(センター別)



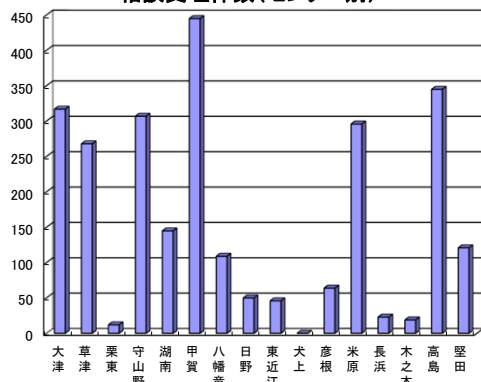
センター全体の補導人数(犯罪・触法、＜犯＞不良行為、※愛の一声を含む)は、1,891人(うち女子、926人)となり前年同期と比較すると2,607人(同、867人)減少しました。
センター全体の補導人数が大幅に減少したのは、コロナ禍における活動の制限や少年らの外出自粛が要因に挙げられます。
※「愛の一声」とは、犯罪行為や不良行為ではないが、非行の芽、兆候が見られる少年に予防的な意味合いで行う声かけを言います。

補導少年(愛の一声を含む)の内訳(学職別)



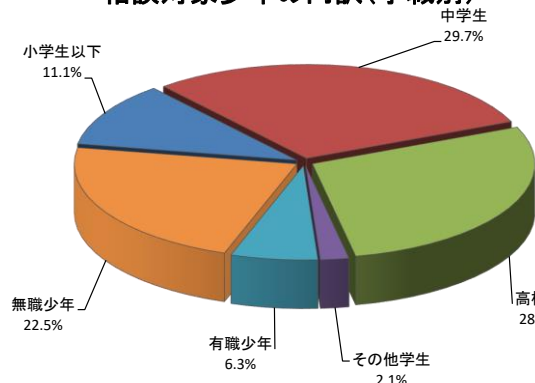
補導少年(愛の一声を含む)を学職別に見ると、「中学生」が、全体の約40%、「高校生」が、約32%を占めています。
いずれの年代も、前年より大幅に減少しています。

相談受件数(センター別)



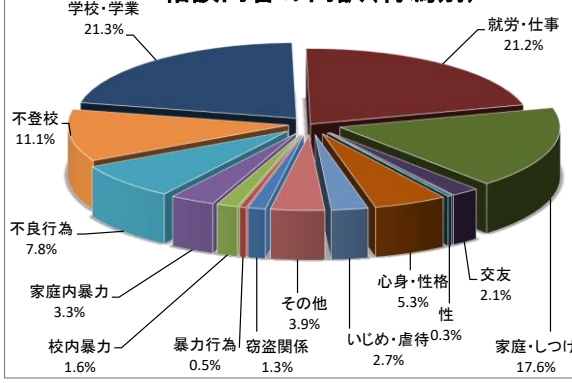
県内の少年センター全体の相談受件数は延べ2,567件(うち女子、950件)で、前年同期と比較して357件(うち女子、204件)増加しました。
相談受件数が最も多かったのは、甲賀市少年センターで、445件でした。

相談対象少年の内訳(学職別)



相談対象少年の学職別の割合は、「中学生」に関する相談が全体の約30%を占め、続いて、「高校生」に関する相談が、約28%となっています。
「小学生以下」対象の相談は、全体の約11%ですが、前年同期に比べ約200%の増加(285件、うち女子90件)となっています。

相談内容の内訳(行為別)



相談内容の内訳(行為別)では、就労・仕事に関する相談と学校・学業に関する相談が全体の約21%で最も多く占めており、以下、家庭・しつけに関する相談が17.6%、不登校に関する相談が11.1%となっています。

○甲賀市少年センター条例

平成17年6月24日
条例第44号

(設置)

第1条 少年補導活動及び少年相談活動等を総合的かつ効果的に行い、少年の非行を防止し、少年の健全な育成を図るため、甲賀市少年センター(以下「少年センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲賀市少年センター	甲賀市水口町本丸1番10号

(事業)

第3条 少年センターは、[第1条](#)の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年の健全育成に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) 少年支援に関すること。
- (4) 少年の非行防止に関すること。
- (5) 少年補導に関すること。
- (6) 有害環境の浄化に関すること。
- (7) 情報・資料の収集及び整理に関すること。
- (8) その他少年センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 少年の健全育成に係るのある機関又は団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 [前各項](#)に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職員)

第5条 少年センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会規則で定める。

付 則

[この条例](#)は、平成17年7月1日から施行する。

付 則(平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○甲賀市少年センター条例施行規則

平成17年6月30日
教育委員会規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市少年センター条例(平成17年甲賀市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 甲賀市少年センター(以下「少年センター」という。)において所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条に掲げる事業の企画実施に関すること。
- (2) 甲賀市少年センター協議会(以下「協議会」という。)に関すること。
- (3) 甲賀市少年補導委員(以下「少年補導委員」という。)に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 少年センターの管理に関すること。
- (6) 少年センターの庶務に関すること。

(協議会の会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の運営)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(相談業務)

第6条 条例第3条第2号に掲げる相談業務(以下「相談業務」という。)の時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- 2 相談業務の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和28年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

- 2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 少年補導委員の定数は、79人以内とする。
- 4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 少年補導委員は、再任することができる。

(少年補導委員の任務)

第8条 少年補導委員は、少年センターの事業目的達成のために次の任務を行う。

- (1) 少年の保護及び少年補導
- (2) 非行少年等の早期発見及び継続補導
- (3) 少年をめぐる有害環境の浄化
- (4) 非行防止のための地域社会に対する啓発
- (5) 非行防止対策に必要な地域団体との連携及び連絡調整

(6) [前各号](#)に掲げるもののほか、少年の非行防止対策のために必要と認められる事項
(少年補導委員の服務)

第9条 少年補導委員は、その職務上知り得た事項については厳に秘密を保持しなければならない。

2 少年補導委員は、常に他の少年補導委員との連絡を密にし、知識の向上に努めなければならない。

3 少年補導委員が、補導活動その他任務に従事するときは、常に少年補導委員証([別記様式](#))を携帯しなければならない。

(専決事項)

第10条 所長は次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 少年センターの事業の企画実施に関すること。

(2) 少年センターの管理、運営及び職員の服務に関する軽易な事項

(公印)

第11条 少年センターが使用する公印の名称、ひな形、寸法及び用途等は、次のとおりとし、所長がこれを保管する。

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	用途
甲賀市少年センター 所長		れい書	方21	所長名をもって発 する文書用

2 公印の取扱いについては、[甲賀市公印規則\(平成16年甲賀市規則第10号\)](#)の規定を準用する。
(その他)

第12条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

[この規則](#)は、平成17年7月1日から施行する。

付 則(平成18年教委規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第4項の規定にかかわらず、少年補導委員の任期は、平成18年度の委嘱する者に限り平成18年6月1日から平成20年3月31日までとする。

付 則(平成26年教委規則第8号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

[別記様式\(第9条関係\)](#)

別記様式(第9条関係)
甲賀市少年補導委員証

(表面)

		第		号
		甲賀市少年補導委員証		
写真				
氏名				
生年月日				
任期	年	月	日から	
	年	月	日まで	
	年	月	日交付	
甲賀市教育委員会 印				

(裏面)

注意事項
1 本証は、甲賀市少年センター設置条例施行規則第9条第4項の規定に基づくものである。
2 本証は、少年補導委員が街頭補導等その任務に従事するときは、必ず携帯しなければならない。
3 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
5 退職その他の理由により少年補導委員としての身分を失ったときは、直ちに本証を返還しなければならない。